

広島市教員等育成に関する協議会について

1 趣旨

教育公務員特例法の改正（平成29年4月1日施行）に伴い、本市教育委員会は市立学校の園長、校長及び教員（以下「教員等」という。）の任命権者として、教員等の資質向上に関する指標の策定等について、大学関係者及び学校関係者から意見聴取するための協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 根拠法令

教育公務員特例法第22条の3、4及び5【別紙参照】

3 協議会の概要

(1) 意見聴取事項

- ① 教員等としての資質の向上に関する指標の策定及び変更に関すること。
- ② 指標に基づく教員等の資質の向上に関すること（教員研修計画等の策定に関すること等）。
- ③ その他教員等の育成に関して必要な事項に関すること。

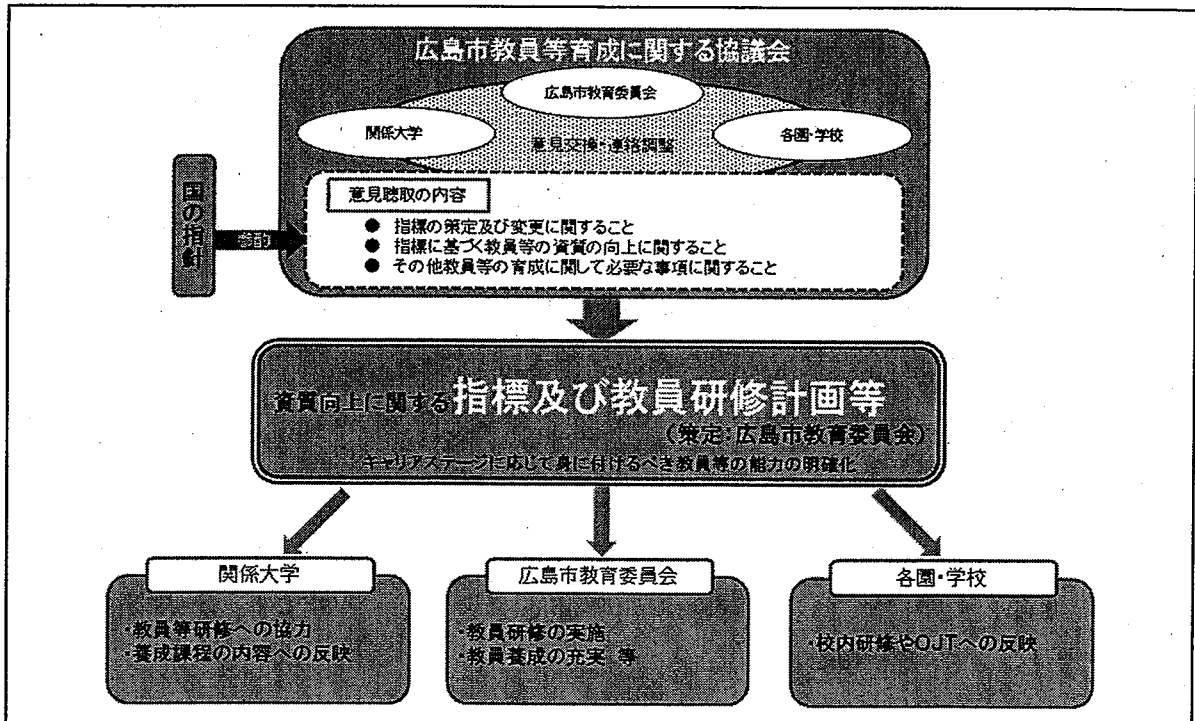
(2) 構成

- ① 教育委員会事務局総務部長、学校教育部長、学校教育部指導担当部長及び教育センター所長
- ② 大学関係者（本市教育委員会と「大学生による学校支援活動」に係る協定を結ぶ大学又は教職課程を持つ本市内の大学のうち、参加希望大学の代表者）
- ③ 学校関係者（幼稚園長会及び小・中・高の各校長会の代表者、特別支援学校長）

(3) 開催時期等

毎年、年に1～2回開催（平成29年度は10月、1月の2回開催予定）

4 協議会に係るイメージ図



○ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第22条の3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第22条の5第1項に規定する協議会において協議するものとする。
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

（教員研修計画）

第22条の4 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 任命権者が実施する第23条第1項に規定する初任者研修、第24条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
 - (2) 任命権者実施研修の体系に関する事項
 - (3) 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
 - (4) 研修を奨励するための方途に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの

（協議会）

第22条の5 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - (1) 指標を策定する任命権者
 - (2) 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者
 - (3) その他当該任命権者が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

平成29年度 広島市教員等育成に関する協議会 構成員名簿

	氏名	フリガナ	性別	所属・職名
1	政氏 昭夫	マサウジ アキオ	男	教育委員会事務局 総務部長
2	山本 直樹	ヤマモト ナオキ	男	教育委員会事務局 学校教育部長
3	湧田 耕辰	ウケダ コウシン	男	教育委員会事務局 学校教育部 指導担当部長
4	市川 昭彦	イチカワ アキヒコ	男	教育センター 所長
5	笹尾 省二	ササオ ショウジ	男	広島修道大学 人文学部 教授
6	徳永 隆治	トクナガ リュウジ	男	安田女子大学・安田女子短期大学 教職センター長
7	溝部 ちづ子	ミヅベ チヅコ	女	比治山大学・比治山大学短期大学部 教職指導センター 副センター長
8	時津 啓	トキヅケイ	男	広島文化学園大学・広島文化学園短期大学 学芸学部子ども学科 准教授
9	神野 正喜	ジンノ マサキ	男	広島女学院大学 人間生活学部幼児教育心理学科 教授
10	佛圓 弘修	ブツエン ヒロノブ	男	広島都市学園大学 子ども教育学部子ども教育学科 学科長
11	胤森 裕暢	タネモリ ヒロノブ	男	広島経済大学 教養教育部 教授 教職課程委員長
12	福原 之織	フクハラ シオリ	女	エリザベト音楽大学 音楽文化学科 教授 教養・教職主事
13	寺重 隆視	テラシゲ タカシ	男	広島国際大学 教授
14	小山 正孝	コヤマ マサタカ	男	広島大学大学院 教育学研究科長
15	間田 泰弘	マダ ヤスヒロ	男	広島国際学院大学 学長補佐 工学部生産工学科 特任教授
16	前川 義春	マエカワ ヨシハル	男	広島市立大学 副学長(教育・研究担当理事)
17	今崎 浩	イマザキ ヒロシ	男	広島文教女子大学 初等教育学科 教授
18	向居 暁	ムカイ アキラ	男	県立広島大学 人間文化学部国際文化学科 教授
19	白岩 博明	シライワ ヒロアキ	男	広島工業大学 教職課程センター センター長
20	川崎 文子	カワサキ フミコ	女	広島市立幼稚園長会 代表(落合東幼稚園長)
21	佐々木 知子	ササキ トモコ	女	広島市小学校長会 代表(大町小学校長)
22	三浦 義之	ミウラ ヨシユキ	男	広島市公立中学校長会 代表(国泰寺中学校長)
23	小林 俊文	コバヤシ トシフミ	男	広島市立高等学校長会 代表(美鈴が丘高等学校長)
24	中尾 秀行	ナカオ ヒデユキ	男	広島市立広島特別支援学校長